

(平成23年6月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年1月まで

申立期間について、勤務していた会社の退職に伴い、昭和49年1月頃にA県B市(当時)の支所で国民年金への加入手続を行って保険料を納付したと思う。

父親が年金生活者だったため、年金の大切さを理解し、国民年金に加入したはずなので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月頃にA県B市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、51年2月2日に同県C市(当時)で任意加入手続した際に払い出されたものであり、当該加入時期においては申立期間の保険料は遡って納付することができない。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年8月までの期間、48年5月から同年8月までの期間及び62年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和47年7月から同年8月まで  
②昭和48年5月から同年8月まで  
③昭和62年8月から同年9月まで

申立期間①及び②については、母親がA市で国民年金の加入手続きを行い納付していたと思う。

また、申立期間③についても、B市役所で夫の分の保険料と併せてまとめて納付した記憶があるため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号を持つ被保険者の資格取得届が処理された日付から、昭和61年11月ごろに払い出された記号番号であることが推認できることから、申立人はこのころ加入手続きし、資格取得日を同年4月まで遡って国民年金第3号被保険者として資格取得したものと推察されるところ、申立期間①及び②を含む期間については、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金資格記録は平成元年12月6日に昭和61年9月の厚生年金保険の加入記録を反映した第3号被保険者の資格喪失処理が行われており、当該処理までの間については記録上、第3号被保険者期間であったことがうかがわれることから、申立期間③については、時効のため納付できない期間となる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立

期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。